

監 査 公 表

静岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和8年5月27日

静岡市監査委員	深 澤 俊 昭
同	白 鳥 三和子
同	宮 城 展 代
同	山 梨 渉

記

令和元年度行政監査（テーマ監査）

保護者会・PTAと子ども園の関係について〔子ども園課（令和8年度所属名：子ども園運営課）〕

【指摘事項】

過去の経緯から、子ども園に保護者会とPTAが混在してきたという事情はあるものの、この状態は保護者の立場から見れば理解しがたいものがあり、保育教諭にとっても、配属された子ども園によって、突然費用負担（PTA会費）を求められたり、PTAの事務負担が増えたりすることから、職員間の公平性が担保されないものとなる。

その上、予備監査で調査を行った子ども園の中には、重要事項説明書に条例に基づく徴収金（実費徴収）として、「保護者会費」や「PTA会費」との記載のあるものがあったが、保護者会費であれ、PTA会費であれ、そもそも条例に基づく実費徴収としての徴収金として妥当なものなのか、市立小・中学校と同様に私費とすべきものなのか不明確なままの状態である。この点については、平成28年度包括外部監査においても、「PTA会計事務の管理のあり方について」意見が出されていたが、特段の対応はなされていない状態である。

子ども園への移行から5年が経過した今、子ども園課として各子ども園の保護者会とPTAの現状を十分に把握し、子ども園とこれらの会との関係を整理して、当該会費の位置付けを明確にすべきである。

【措置の状況】

指摘を受け、保護者会費及びPTA会費については、それぞれの団体に属する金銭であることから私費であると整理しました。

整理にあたり、令和3年3月の園長会において、保護者会及びPTAの会費徴収並びに会計事務については、園職員が行わないよう周知するとともに、同月に策定した「静岡市立こども園等徴収金事務処理マニュアル」において、「それぞれの団体の役員が徴収から事務処理まで全ての事務を担うこととなる。従って、こども園職員がそれらの事務を行わないこと」と明記しました。

また、令和4年4月以降、地域性やこれまでの経緯から、PTAという名称で活動をしている園もありますが、実体は保護者のみで構成された団体であって、保育教諭が会費を徴収されたり、事務を担ったりすることはありません。

なお、令和7年度において、園の重要事項説明書の徴収金の項目から保護者会費やPTA会費の記載がないことを確認しました。